

浦 監 第 363 号
平成 31 年 2 月 18 日

浦安市監査委員 黒 田 レイ子

同 醍 醐 唯 史

同 深 作 勇

監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表します。

1. 監査の種類等 定期監査（平成30年4月1日～平成30年7月31日分）

2. 対象部局課名 教育総務部 小中学校監査

3. 監査結果公表年月日 平成30年12月14日

4. 監査結果及び措置内容

	指摘・改善事項（課名）	措置の内容
1	<p>(1) 補助金（通帳残高と現金の確認） 〔共通〕 ア 学校運営費補助金について、学校徴収金事務処理マニュアル（改訂版）の立替払いの対象経費に該当しない立替や、立替金の請求期間を越えて請求している学校が見受けられた。（南小学校・高洲小学校） 今後は、適正な事務処理を行うよう指導を徹底されたい。 （指摘事項：学務課）</p>	<p>学校徴収金事務処理マニュアル（改訂版）にある「学校徴収金に係る立替払いの基準に沿って、適切に執行するよう各学校に周知徹底しました。 また、年度当初の説明会においても、学校徴収金事務処理マニュアル（改訂版）の則り適切な処理をするよう指導します。</p>
2	<p>(2) 学校徴収金（金銭出納簿と通帳の確認） 〔個別〕 ア 校外学習費について、立替払いの対象経費に該当しない立替が行われていた。（見明川中学校） 今後は、適正な事務処理を行うよう指導を徹底されたい。 （指摘事項：学務課）</p>	<p>学校徴収金事務処理マニュアル（改訂版）にある「学校徴収金に係る立替払いの基準に沿って、適切に執行するよう各学校に周知徹底しました。 また、年度当初の説明会においても、学校徴収金事務処理マニュアル（改訂版）の則り適切な処理をするよう指導します。</p>